

きらら藤枝ショートステイ 利用料金表 【1割負担用】

1. サービス利用料金について

当事業所で提供できるお部屋は、ユニット型個室です。

1単位あたり10.17円（7級地）

		要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料	介護サービス費		529単位	656単位	704単位	772単位	847単位	918単位	987単位
	機能訓練体制加算		12単位		12単位				
	サービス提供体制加算（Ⅱ）		18単位		18単位				
	夜勤職員配置加算Ⅱ		18単位		18単位				
	介護職員処遇改善加算Ⅰ		8.3%		8.3%				
	介護職員特定処遇改善加算Ⅰ		2.7%		2.7%				
	介護職員等ベースアップ等支援加算		1.6%		1.6%				
施設利用料	居住費（滞在費）		2,400円		2,400円				
	食費		1,650円	1,650円（朝食390円 昼食640円 おやつ140円 夕食480円）					
	その他の日常生活費		実費		実費				
サービス利用に係る自己負担額（1日分）			4,690円	4,836円	4,911円	4,989円	5,074円	5,156円	5,236円

※各加算については、職員体制等の変更により加算させていただく場合があります。

送迎加算（片道）	184単位	184単位
----------	-------	-------

個別機能訓練加算（1日）	56単位	56単位
--------------	------	------

例) 1泊2日(10時に入所して、翌日の16時に退所)して、事業所職員が往復送迎した場合の料金の目安

サービス利用に係る自己負担額（1泊2日）	8,933円	9,221円	9,374円	9,528円	9,701円	9,862円	10,023円
----------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

※利用方法及び計算方法により「サービス利用に係る自己負担額」が異なる場合がございます。

2. 減額制度について

低所得要件に該当する方は、居住費と食費の減額があります。

利用者負担段階	所得の要件等	居住費	食費
第1段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方	かつ、預貯金等が単身で1,000万円以下（夫婦で2,000万円以下）	820円 300円
第2段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で650万円以下（夫婦で1,650万円以下）	820円 600円
第3段階(1)	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で500万円以下（夫婦で1,650万円以下）	1,310円 1,000円
第3段階(2)	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	かつ、預貯金等が単身で500万円以下（夫婦で1,500万円以下）	1,310円 1,300円

	要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	（1日分）	1,760円	1,906円	1,981円	2,059円	2,144円	2,226円	2,306円
第2段階	（1日分）	2,060円	2,206円	2,281円	2,359円	2,444円	2,526円	2,606円
第3段階(1)	（1日分）	2,950円	3,096円	3,171円	3,249円	3,334円	3,416円	3,496円
第3段階(2)	（1日分）	3,250円	3,396円	3,471円	3,549円	3,634円	3,716円	3,796円

※送迎加算を除く

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

きらら藤枝ショートステイ
〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198
電話. 054-646-6823 FAX. 054-646-6755

きらら藤枝ショートステイ 利用料金表 【2割負担用】

1. サービス利用料金について

当事業所で提供できるお部屋は、ユニット型個室です。

1単位あたり10.17円（7級地）

		要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料	介護サービス費		529単位	656単位	704単位	772単位	847単位	918単位	987単位
	機能訓練体制加算		12単位		12単位				
	サービス提供体制加算（Ⅱ）		18単位		18単位				
	夜勤職員配置加算Ⅱ		18単位		18単位				
	介護職員処遇改善加算Ⅰ		8.3%		8.3%				
	介護職員特定処遇改善加算Ⅰ		2.7%		2.7%				
	介護職員等ベースアップ等支援加算		1.6%		1.6%				
施設利用料	居住費（滞在費）		2,400円		2,400円				
	食費		1,650円	1,650円（朝食390円 昼食640円 おやつ140円 夕食480円）					
	その他の日常生活費		実費		実費				
サービス利用に係る自己負担額（1日分）			5,329円	5,622円	5,771円	5,927円	6,098円	6,261円	6,421円

※各加算については、職員体制等の変更により加算させていただく場合があります。

送迎加算（片道）	184単位	184単位
----------	-------	-------

個別機能訓練加算（1日）	56単位	56単位
--------------	------	------

例) 1泊2日(10時に入所して、翌日の16時に退所)して、事業所職員が往復送迎した場合の料金の目安

サービス利用に係る自己負担額（1泊2日）	10,635円	11,212円	11,518円	11,826円	12,172円	12,494円	12,815円
----------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

※利用方法及び計算方法により「サービス利用に係る自己負担額」が異なる場合がございます。

2. 減額制度について

低所得要件に該当する方は、居住費と食費の減額があります。

利用者負担段階	所得の要件等	居住費	食費
第1段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方	かつ、預貯金等が単身で1,000万円以下（夫婦で2,000万円以下）	820円 300円
第2段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で650万円以下（夫婦で1,650万円以下）	820円 600円
第3段階(1)	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で500万円以下（夫婦で1,650万円以下）	1,310円 1,000円
第3段階(2)	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	かつ、預貯金等が単身で500万円以下（夫婦で1,500万円以下）	1,310円 1,300円

	要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	（1日分）	2,399円	2,692円	2,841円	2,997円	3,168円	3,331円	3,491円
第2段階	（1日分）	2,699円	2,992円	3,141円	3,297円	3,468円	3,631円	3,791円
第3段階(1)	（1日分）	3,589円	3,882円	4,031円	4,187円	4,358円	4,521円	4,681円
第3段階(2)	（1日分）	3,889円	4,182円	4,331円	4,487円	4,658円	4,821円	4,981円

※送迎加算を除く

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

きらら藤枝ショートステイ

〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198

電話. 054-646-6823 FAX. 054-646-6755

きらら藤枝ショートステイ 利用料金表 【3割負担用】

1. サービス利用料金について

当事業所で提供できるお部屋は、ユニット型個室です。

1 単位あたり10.17円（7級地）

		要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料	介護サービス費		529単位	656単位	704単位	772単位	847単位	918単位	987単位
	機能訓練体制加算		12単位		12単位				
	サービス提供体制加算（Ⅱ）		18単位		18単位				
	夜勤職員配置加算Ⅱ		18単位		18単位				
	介護職員処遇改善加算Ⅰ		8.3%		8.3%				
	介護職員特定処遇改善加算Ⅰ		2.7%		2.7%				
	介護職員等ベースアップ等支援加算		1.6%		1.6%				
施設利用料	居住費（滞在費）		2,400円		2,400円				
	食費		1,650円	1,650円（朝食390円 昼食640円 おやつ140円 夕食480円）					
	その他の日常生活費		実費		実費				
サービス利用に係る自己負担額（1日分）			5,969円	6,408円	6,631円	6,866円	7,122円	7,366円	7,607円

※各加算については、職員体制等の変更により加算させていただく場合があります。

送迎加算（片道）	184単位	184単位
----------	-------	-------

個別機能訓練加算（1日）	56単位	56単位
--------------	------	------

例) 1泊2日(10時に入所して、翌日の16時に退所)して、事業所職員が往復送迎した場合の料金の目安

サービス利用に係る自己負担額（1泊2日）	12,337円	13,203円	13,661円	14,124円	14,643円	15,126円	15,608円
----------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

※利用方法及び計算方法により「サービス利用に係る自己負担額」が異なる場合がございます。

2. 減額制度について

低所得要件に該当する方は、居住費と食費の減額があります。

利用者負担段階	所得の要件等	居住費	食費
第1段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方	かつ、預貯金等が単身で1,000万円以下（夫婦で2,000万円以下）	820円 300円
第2段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で650万円以下（夫婦で1,650万円以下）	820円 600円
第3段階(1)	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で500万円以下（夫婦で1,650万円以下）	1,310円 1,000円
第3段階(2)	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	かつ、預貯金等が単身で500万円以下（夫婦で1,500万円以下）	1,310円 1,300円

	要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	（1日分）	3,039円	3,478円	3,701円	3,936円	4,192円	4,436円	4,677円
第2段階	（1日分）	3,339円	3,778円	4,001円	4,236円	4,492円	4,736円	4,977円
第3段階(1)	（1日分）	4,229円	4,668円	4,891円	5,126円	5,382円	5,626円	5,867円
第3段階(2)	（1日分）	4,529円	4,968円	5,191円	5,426円	5,682円	5,926円	6,167円

※送迎加算を除く

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

きらら藤枝ショートステイ
〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198
電話. 054-646-6823 FAX. 054-646-6755